

旧会津保健福祉事務所敷地土壤汚染状況調査業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

旧会津保健福祉事務所敷地土壤汚染状況調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、旧会津保健福祉事務所解体工事のため、旧会津保健福祉事務所の敷地について、土壤汚染防止法に基づき、以下の調査を行うものである。

ア 有機物質による汚染の可能性を調査する、土地の地歴調査。

イ アの調査結果を踏まえた、土壤調査（試料採取及び分析等の調査）。

2 対象箇所

福島県会津若松市迫手町7番40号 旧会津保健福祉事務所敷地

解体対象外の新館敷地は、1（2）アの地歴調査の対象範囲には含み、1（2）イの土壤調査の対象範囲には含まないものとする。

3 業務内容

(1) 地歴調査

ア 資料調査

土壤汚染対策法等に基づき、一般公表資料や公的届出資料などから調査対象箇所における過去の土地利用履歴を調査し、有害物質による汚染の可能性等について調査を行うこと。なお、発注者が所有する資料は貸与するが、それ以外の資料については、受注者が入手すること。

イ 聴取調査・現地調査

資料調査において、有害物質により土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するまでに至らない用地については、必要に応じて聴取調査・現地調査を行うこと。

ウ 試料採取等対象物質の特定

上記ア及びイの結果により、土壤汚染対策法における特定有害物質のうち、試料採取等の対象とすべきものを特定する。

エ 土壤汚染のおそれの区分の分類と試料採取等を行う区画の選定

特定された試料採取等対象物質ごとに、調査対象地を土壤汚染が存在するおそれに応じて以下の3区分に分類し、試料採取等を行う区画を選定すること。

①土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地

②土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

③土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地

(2) 土壌調査

ア 概要

土壌の試料採取及び分析（土壌溶出量及び含有量分析）を行い、その結果を取りまとめること。

イ 調査箇所及び現地測量

（１）エの②及び③による調査箇所について、現況及び調査位置の地点測量を行うこと。測量結果によって試料採取地点の位置等の見直しがある場合、見直した図面を作成し、発注者と協議のうえ業務を行うこと。

ウ 調査対象物質

（１）ウの結果によること。

エ 採取試料数及び分析試料数並びに分析項目

（１）の地歴調査の結果及び、土壌汚染対策法施行規則等に基づき、分析項目、採取試料数及び分析試料数を決定すること。

オ その他

調査後の採取孔は、解体工事作業での安全を考慮し、掘削土等で埋め戻し閉塞すること。ただし、モルタル等での打設は不要である。

(3) 行政機関との協議

発注者が、行政機関（福島県会津地方振興局想定）へ（１）及び（２）の調査結果に関する報告等の手続きを行う際、受注者は協議に参加するとともに、必要に応じて資料作成や助言等の協力をする事。

(4) 追加調査（個別調査）計画の検討

土壌汚染のおそれが少ない区画で基準超過が確認された場合の対応については、発注者と協議すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

5 調査の根拠法令等

- （１）「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）
- （２）「土壌汚染対策法施行令」（平成 14 年政令第 336 号）
- （３）「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）
- （４）「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）
- （５）「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）
- （６）「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 3.1 版)」
（令和 4 年 8 月環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）

(7) その他、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査に関する規定等

6 その他

受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に届け出るものとする。業務責任者は、土壤汚染対策法第33条で規定する技術管理者である者とし、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を統括するものとする。

7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない(任意様式)。

(1) 業務着手時

ア 業務着手届

土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関であることを証する書類の写しを添付すること。

イ 業務責任者届

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項に規定する技術管理者証の写しを添付すること。

ウ 工程表

関係者(近隣等)への調査に関する説明等が必要な場合、調査開始前に関係者(近隣等)への周知期間を見込むこと。

(2) 業務完了時

業務完了届

8 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は、発注者と必要に応じて連絡を取り、業務遂行上の課題の解決や業務遂行状況の報告等のために、打合せを実施しなければならない。

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 土壤調査報告書(紙媒体) 3部(発注者用1部、行政機関協議用2部)

(2) 上記(1)の電子データ(PDFファイル) 1部

10 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11 注意事項

- (1) 土壌調査機関は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の規定による指定調査機関であること。
- (2) 土壌調査に係る試験は、計量法第 107 条に規定する計量証明事業所登録を受けた検査機関によること。

12 その他

- (1) 本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- (2) 工程表の変更等、業務実施計画に変更が生じる場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 発注者が所有する業務に必要な資料等は、受注者へ貸与する。受注者は、貸与を受けた関係資料等を、業務遂行に必要な範囲のみで利用するものとし、利用終了後、速やかに発注者に返却するものとする。
- (4) 発注者が貸与するものを除き、業務に必要な器具・器材及び消耗品等は、受注者の負担とすること。
- (5) その他疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。